第 4 回 宮川右岸堤防改修景観検討委員会

議事次第

日 時:平成27年 3月 2日 (月) 15:15~16:30

場 所:伊勢市役所 本庁舎 4-5会議室

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶
- 3. 議 題
 - (1) 第3回 宮川右岸堤防改修景観委員会の議事要旨の確認について
 - (2) 宮川右岸堤防(桜堤)改修事業について
 - (3) 宮川右岸堤防(桜堤)の改修工事について
 - (4) 今後の予定について
- 4. 閉 会

〈配布資料〉

議事次第 出席者名簿 配席図 規約

資料-1 第3回 宮川右岸堤防改修景観委員会 議事要旨

資料-2 宮川右岸堤防(桜堤)改修事業について

資料-3 宮川右岸堤防(桜堤)の改修工事について

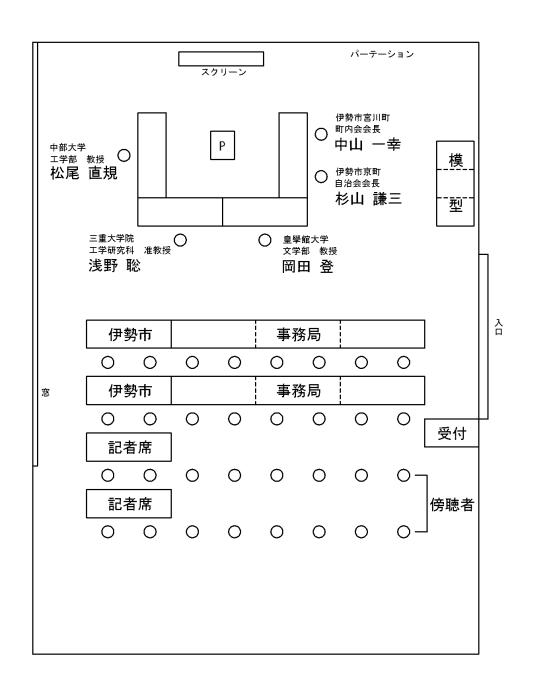
資料-4 今後の予定

第4回宮川右岸堤防改修景観検討委員会 出席者名簿

役 職	氏 名	所属等	専門分野
	まさの さとし 浅野 聡	三重大学大学院 工学研究科 准教授	都市計画・景観計画
	おかだ のぼる 岡田 登	皇學館大学文学部 教授	歴史・文化
	すぎやまけんぞう杉山謙三	伊勢市京町 自治会会長	
	なかやまいっこう	伊勢市宮川町 町内会会長	
委員長	_{まつおなお き} 松尾直規	中部大学工学部 教授	河川工学

(敬称略 50音順)

宮川右岸堤防改修景観検討委員会 配席図



※会場の都合により改変させていただくことがあります。

※一般傍聴者の方は、報道記者席以外の傍聴者席でお願いします。

宮川右岸堤防改修景観検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「宮川右岸堤防改修景観検討委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的及び設置)

第2条 委員会は、歴史的土木遺産、文化遺産を内在し、さくら 100 選にも選ばれ名勝指定された宮川右岸堤防の改修にあたり、市民の皆様に親しまれる安全な堤防にするため、景観や歴史等、様々な観点から意見・助言・フォローアップをいただき、宮川右岸堤防改修について検証することを目的として、三重河川国道事務所長(以下、「所長」という。)が設置する。

(組織等)

- 第3条 委員会の委員は所長が委嘱し、別紙のとおりとする。
 - 2. 委員の任期は4年とし、再任は妨げないものとする。
 - 3. 委員に欠員が生じた場合には、必要に応じて補充を行うものとする。
 - 4. 委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者を招聘し、意見を聞くことができる。

(情報公開)

第4条 委員会の会議、会議資料、議事録については、原則として公開とする。

(会議)

- 第5条 委員会には委員長をおくこととし、別紙のとおりとする。
 - 2. 委員長は、委員会の議事を進行する。
 - 3. 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。
 - 4. 委員会の招集・開催は、所長が行う。
 - 5. 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
 - 6. 委員の代理出席は、原則として認めない。

(守秘義務)

第6条 委員は、委員会で知り得た内容等の秘密を外に漏らしてはならない。 また、委員の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省三重河川国道事務所が行うものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意をもってこれを行うものと する。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 会においてこれを定める。

付 則

(施行期日)

この規約は、平成25年10月29日から施行する。

宮川右岸堤防改修景観検討委員会名簿

役職	氏 名	所 属 等	専門分野
	まさの さとし 浅野 聡	三重大学大学院 工学研究科 准教授	都市計画・景観計画
	おかだ のぼる 岡田 登	皇學館大学文学部 教授	歴史・文化
	すぎやま けんぞう 杉山 謙三	伊勢市京町 自治会会長	
	なかやま いっこう	伊勢市宮川町 町内会会長	
委員長	* o k o k o k o k o k o k o k o k o k o	中部大学工学部 教授	河川工学

(敬称略 50音順)